



リーガル コンパス

LEGAL COMPASS

弁護士法人神戸シティ法律事務所
弁護士 山添 慎一郎
(兵庫県弁護士会所属)



第144回 ストック・オプション課税を巡る最近の動き

1 はじめに

令和5年7月、国税庁の「ストックオプションに対する課税(Q&A)」(以下「Q&A」といいます)が改訂され、税務上のメリットのある、いわゆる税制適格ストック・オプションが以前よりも利用しやすくなりました。

本稿では、このQ&A改訂のポイントを説明いたします(以下、ストック・オプションを「SO」と略記します)。

2 税制適格SOとは

会社から報酬等として無償で付与される譲渡制限付きのSOは、付与段階ではなく、SO行使段階で、権利行使価額(SOを行使する際に払い込む価額)と行使時の株価の差額が、給与所得となる(さらに、取得した株式を譲渡すると、取得時の株価と譲渡価額の差額が譲渡所得となる)のが原則です。

これに対し、租税特別措置法第29条の2の要件(後述の権利行使価額や保管委託の要件のほか、譲渡制限、付与の無償性、権利行使可能時期、年間権利行使価額の上限など)を満たすいわゆる税制適格SOについては、SO行使段階では所得と認識されず、取得した株式の譲渡段階で、権利行使価額と譲渡価額の差額が譲渡所得として認識されることとなり、権利行使価額とSO行使時の株価の差額について、①課税時期の繰延べのほか、②(金額次第で)給与所得と譲渡所得の税率の違いによるメリットを享受できます。

3 権利行使価額のセーフハーバー

税制適格SOの要件の一つとして、権利行使価額を、SO付与契約時の株価以上の金額に設定することが求められていますが、今回のQ&A改訂では、取引相場のない株式について、この株価を(相続税の算定等に用いられる)財産評価基本通達の例により算定することが認められました(通達も改正)。これにより、権利行使価額の実質的なセーフハーバーが設

けられることとなり、また、場合によっては権利行使価額を非常に低く設定することも可能となりました。

4 信託型SOの取扱いの明確化

SOの付与時期による権利行使価額の下限の変化や、SO付与のたびに新株予約権発行等の手続を行う煩雑さを回避できるスキームとして考案された、(信託銀行等の受託者が一旦SOの付与を受ける)信託型SOを巡り、国税庁は、令和5年5月頃、そのスキームを理由に給与所得該当性が否定されるものではないとの見解(改訂前のQ&A)を公開し物議を醸しましたが、今回のQ&A改訂で、信託型SOが税制適格SOと認められる要件が明示され、今後導入を検討する会社にとっては、所得の性質決定を巡る不透明さは、かなりの程度解消されました。

5 保管委託要件の柔軟化

税制適格SOの要件として、SO行使により取得された株式の金融商品取引業者等への保管委託等が求められていたところ、株券不発行の非上場会社であっても、会社から金融商品取引業者等に対して株式の異動情報が提供され、かつ、会社においてその株式の異動を確実に把握できる措置が講じられている場合には、この要件を満たすことが明記されました。

6 おわりに

スタートアップ企業など、将来の上場を視野に入れた会社が、SOをはじめとする株式関連のインセンティブ報酬を導入する際には、その税務上の取扱いについての正確な理解が重要です。公開から約2カ月でQ&Aが改訂されているように、非常に短いスパンで情報が更新される可能性のある分野ですので、導入をご検討の際には、最新の情報をフォローすることにも留意いただければと思います。